

# 屋外広告物対策は丁寧な説明、親身な相談、合意形成で助成制度の創設、手数料の負担軽減を



新景観政策に伴う屋外広告物条例の改正から6年。今でも、約4万件の屋外広告物のうち、条例に基づく許可申請が行われているのは、わずか5000件で12.5%。  
屋外広告物条例の周知が不十分であったことは京都市も認めています。

## 市議員団の申し入れ



▲市長に申し入れる市議員団(6月19日)

- 1 経過措置期間の「来年8月末先にありき」でなく、条例の趣旨を市民と中小零細業者に丁寧に説明し、親身に相談にのりながら、合意形成に努めること。
- 2 基準に合致する広告物・看板への付け替えについて、助成制度を創設すること。
- 3 許可申請の手数料の負担軽減を図ること。

強制代執行や罰金を前面に掲げた指導を行うのではなく、京都の景観をいかに良くしていくか、合意形成をはかる立場で対応することが必要です。長引く不況の中で、看板を付け替える費用を準備できないとの声が多数あり、融資制度だけでは対応できないのが実態です。

日本共産党市会議員団が市長に申し入れ